

改正

平成28年3月18日告示第28号

廃止 平成29年2月23日告示第6号

平成30年2月22日告示第14号

平成31年3月26日告示第12号

令和6年3月29日告示第70号

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雪下ろし作業の軽減及び雪下ろし作業中の転落事故を未然に防止するため、町内施工業者により克雪住宅化工事等を行った者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内において自ら居住又は所有する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 克雪住宅 住宅の屋根全体に(3)、(4)、(6)に規定する措置又はいずれかを併用した措置を講じた住宅をいう。
- (3) 融雪型克雪住宅 屋根に熱エネルギー（電気、ガス、灯油、日照、外気等）の利用による融雪のための措置（地下水の解放利用を伴うものを除く。）を講じた住宅をいう。
（第4条において「融雪のための措置」という。）
- (4) 自然落雪型克雪住宅 屋根に次に掲げる全ての措置（第4条において「自然落雪のための措置」という。）を講じた住宅で、落下した雪による危害が生ずるおそれがないことを住宅所有者からの誓約書等の提出により市町村が確認しているものをいう。
 - ア 形状を切妻、片流れ又はこれに類する単純なものとする。
 - イ 勾配を次のいずれかとする。
 - (ア) 10分の5.5以上
 - (イ) 10分の3.5以上かつ、塗装等の処理により高い滑雪性を有するもの（ただし、積雪時等において小屋裏に熱を送るなどにより、屋根裏の雪氷を融かすもの等、町長が落雪性能を有すると認めた措置を講じた場合にあっては、屋根の勾配については10分の3以上とする。）
 - ウ 屋根葺き材を金属板とし、葺き方を平葺き、一文字葺き、横葺き又はこれに類する突出部の少ないものとする。
 - エ 雪割の設置その他の方法により滑雪上支障となる棟部での雪のつながりを防ぐ構造とすること。
 - オ 雪止め金物、煙突、屋根付小窓等、滑雪上支障となる突起物を屋根面に設置しないこと。
- (5) 町内施工業者 山ノ内町に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主をいう。
- (6) 雪下ろし型克雪住宅 雪下ろし作業の安全対策の向上が図られる命綱固定アンカーの

設置その他これに類する措置を講じた住宅をいう。

(7) 高齢者世帯等 次のいずれかに掲げる世帯をいう。

ア 高齢者世帯 生計の中心となる者が、60歳以上の世帯

イ 母子世帯及び父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める母子家庭又は父子家庭である世帯

ウ 傷病・障がい者世帯 生計の中心となる者が、傷病・心身障がい者である世帯

エ その他必要と認める世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護世帯等で、町長が特に必要と認める世帯

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、町内施工業者により克雪住宅の整備を行う者とする。

(1) 本町に住民登録を行っている者又は克雪住宅の整備にあわせ、本町に住民登録を行う見込みの者

(2) 町税の滞納がない者（生計を共にする世帯員を含む。）

(3) 過去にこの要綱により対象となる住宅において、補助金の交付を受けたことがない者

(4) 補助対象工事による融雪及び落雪により、近隣へ危害を及ぼすおそれがないことの誓約書を提出できる者

(5) 補助対象工事について、他の補助金の交付を受けていない者

(経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経費	補助率
<p>融雪型克雪住宅の新築、増築若しくは改築をする者又は現に存する住宅（既に融雪のための措置又は自然落雪のための措置が講じられているものを除く。）の屋根を改修して融雪型克雪住宅若しくは自然落雪型克雪住宅（部分的に融雪のための措置及び自然落雪のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅を含む。）とする者が行う住宅整備に要する経費の合計額。ただし、1戸当たりの額は、融雪型克雪住宅にあつては融雪のための措置に要する工事費3,750,000円（高齢者世帯等の場合にあつては3,600,000円）、自然落雪型克雪住宅にあつては自然落雪のための措置に要する工事費3,000,000円（高齢者世帯等の場合にあつては2,800,000円）を補助対象限度額とする。</p> <p>なお、部分的に融雪のための措置及び自然落雪のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅の場合にあつては、融雪のための措置及び自然落雪のための措置に要する工事費3,750,000円（高齢者世帯等の場合にあつては3,600,000円）を補助対象限度額とする。</p>	5分の1以内 (高齢者世帯等の場合にあつては4分の1以内)
<p>現に存する住宅（既に融雪のための措置、自然落雪のための措置又は雪下ろしの安全対策の向上のための措置が講じられているものを除く。）を改修して雪下ろし型克雪住宅（部分的に融雪のための措置又は自然落雪のための措置のうちいずれかを併用して雪下ろしの安全対策の</p>	2分の1以内

向上のための措置を講じた住宅を含む。)とする者が行う住宅整備に要する経費の合計額。ただし、1戸当たりの額は、雪下ろしの安全対策のための措置に要する工事費160,000円を補助対象限度額とする。

なお、部分的に融雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅の場合にあっては、融雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費3,750,000円(高齢者世帯等の場合にあっては3,600,000円)を補助対象限度額とし、部分的に自然落雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅の場合にあっては、自然落雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費3,000,000円(高齢者世帯等の場合にあっては2,800,000円)を補助対象限度額とする。

2 補助金額は、補助金の交付の対象となる経費に補助率を乗じた額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて、工事着手前に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認申請書(様式第3号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業中止(廃止)届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告があったときは、報告書等の書類の審査により、
適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金確定通知
書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金確定通知書を受けた者は、速やかに、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金請
求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消）

第11条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当す
るときは、補助金の交付決定を取消すとともに既に交付をした補助金を返還させることがで
きる。

- （1） 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反した
とき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したと
きは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金取消決定通知書（様式第9号）により、補助事
業者に通知するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年6月10日から適用する。

附 則（平成28年3月18日告示第28号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月23日告示第6号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日告示第14号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第12号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第70号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項関係）

申請書	添付書類
克雪住宅普及促進 事業補助金交付申 請書 （様式第1号）	1 世帯員全員が記載されている住民票 2 位置図、配置図、建物平面図、立面図 3 屋根の克雪化のための措置に関する施工計画図 4 見積書又は設計書の写し（工事費の内訳が分かるもの） 5 建物及び工事箇所の現況写真 6 町税の納税証明書（生計を共にする世帯員を含む） 7 家屋の所有が証明できる書類

	<p>8 誓約書</p> <p>9 その他町長が必要と認める書類</p>
<p>克雪住宅普及促進 事業計画変更承認 申請書 (様式第3号)</p>	<p>補助金交付申請書に添付する書類のうち、計画変更に係るもの</p>
<p>克雪住宅普及促進 事業補助金実績報 告書 (様式第6号)</p>	<p>1 工事契約書又は請書及び領収書の写し</p> <p>2 工事写真（施工中及び完成後のもの）</p> <p>3 屋根の克雪化のための措置に関する施工図（計画図と同じ場合は省略可）</p> <p>4 工事積算書（見積書等と同じ場合は省略可）</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>